



医療機関版

NEWS LETTER

2020年12月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

令和3年度予算の概算要求 医療編



今回は、厚生労働省が行った来年度予算の概算要求から、医療に関する内容に注目します。基本的な枠組みは前年度と同額で、別枠にて新型コロナウイルス感染症対応の緊要経費を要望しているところに、今回の特徴があります。

テーマは「ウィズコロナ時代への対応」

2度にわたる令和2年度の補正予算では、「まずは国民のいのちや生活を守ることが先決」として、検査体制・医療提供体制の整備や緊急包括支援交付金の支給等に重点が置かれてきました。令和3年度はこれらに加え、緊急時やパンデミック発生時でも医療提供が安定的に維持できるよう、施設・設備の整備等にも力点が置かれます。「医療体制の確保」の側面では、次の項目が緊要経費として要望されています。

▶ 緊急包括支援交付金による体制整備推進

受入病床の確保、応援医師等の派遣、軽症者の療養体制の確保等の取組の包括的支援。

▶ 陰圧化等の施設整備

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関等における陰圧化や個室化等の施設整備。

▶ G-MISの機能拡充

緊急事態における必要物資の配布や病床の円滑確保のため、医療機関等の各種情報を効率的・横断的に把握する調査プラットフォームとして「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」

を改修。

▶ マスク等の医療用物資の備蓄・配布

サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド等の医療用物資を感染症拡大局面でも円滑供給するための、国による継続した確保・備蓄の実施。

▶ 医薬品の安定確保のための支援

パンデミック発生時や国外製造、輸出停止等による支障が生ずることがないように、海外依存度の高い必要不可欠な医薬品を国内で製造するための製造所の新設、設備更新や備蓄の積み増し等を支援。

なお、概算要求策定の段階でこの冬以降の感染状況を予測することは難しく、今回の概算要求では、具体的な金額や施策の詳細には触れていません。今後、予算編成作業が行われる中で、その時々最新の最新情報から追加・調整が行われていくため、大幅に変更されることも予想されます。引き続きご注目ください。

厚生労働省「令和3年度厚生労働省所管予算概算要求関係」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21syokan/>

医療機関の年末賞与 1人平均支給額の推移

コロナ禍で年末賞与の支給時期を迎えます。ここでは年末賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果*から病院と一般診療所における、直近5年間(2015~2019年)の年末賞与支給労働者1人平均支給額(以下、1人平均支給額)などを、事業所規模別にご紹介します。

病院の支給労働者数割合は100%に

上記調査結果から、病院と一般診療所の別に1人平均支給額の推移をまとめると、下表のとおりです。

病院の2019年の結果をみると、1人平均支給額は5~29人が約13万円で、2017年に比べて減少しています。30~99人は約36万円で直近5年間では最も高くなりました。きまって支給する給与に対する支給割合は、30~99人は1.14ヶ月と2年連続で1ヶ月分を超えました。支給労働者数割合と支給事業所数割合は両規模とも100%です。

一般診療所は20万円台を維持

一般診療所の2019年の結果をみると、1人平均支給額は5~29人が前年より減少したものの、20万円台が続いています。30~99人は約24万円で2年連続の増加です。きまって支給する給与に対する支給割合は、30~99人が1ヶ月分に満たない状況が続いています。支給労働者数割合と支給事業所数割合は、30~99人は90%台になりました。

新型コロナウイルスの影響で経営が悪化している医療機関もあることでしょうか。今年の年末賞与はどのようになるのでしょうか。

病院・一般診療所別年末賞与と支給労働者1人平均支給額などの推移

病院	事業所規模5~29人					事業所規模30~99人				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支給労働者1人平均支給額(円)	304,086	*	224,423	*	130,314	283,736	306,227	290,225	355,666	358,621
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	0.81	*	0.98	*	0.69	0.96	1.00	0.98	1.01	1.14
支給労働者数割合(%)	100.0	*	77.4	*	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
支給事業所数割合(%)	100.0	*	84.5	*	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一般診療所	事業所規模5~29人					事業所規模30~99人				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支給労働者1人平均支給額(円)	205,528	216,932	193,375	203,896	200,731	248,798	263,729	198,306	216,733	238,960
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	1.01	1.07	0.94	1.06	1.02	0.93	0.90	0.82	0.83	0.89
支給労働者数割合(%)	87.9	87.5	90.5	83.3	86.8	100.0	100.0	100.0	100.0	96.5
支給事業所数割合(%)	87.9	86.0	86.6	83.9	85.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する事業所で常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数(当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む)の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&bunya_1=03&tstat=000001011791&cycle=7&tclass1=000001015912

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『職業紹介事業者を利用する際の留意点』



当院では、人手不足解消のため継続的に求人を行っていますが、思うように応募者がこないため、民間の職業紹介事業者（以下「事業者」という）の利用を検討しています。このような事業者を利用するのは初めてなので、選ぶ時や利用する際の留意点を教えてください。



職業安定法では、事業者に対する情報提供の義務付けや、適切な業務運営のためのルールの強化が規定されており、医療機関が適切な事業者を選ぶための環境整備が進められています。医院の求める人材像や能力をはっきりさせた上で、その利用目的にあった適切な事業者であるかどうか、事前にしっかり確認するようにしましょう。

詳細解説：

1. 選択する際のポイント

事業者を選択する際には、事業者の基本的な事項を確認することが必要です。厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」では、事業者の以下のような事項を確認することができます。



- ・職業紹介事業の許可を得ているかどうか
- ・職業紹介事業者の紹介により就職した人の数（2016年度に就職した人数から掲載）
- ・紹介により就職した無期雇用の人の数、およびそのうち6ヶ月以内に離職した人の数（2018年度に就職した人数から掲載）
- ・手数料に関する事項
- ・返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- ・その他、得意とする分野など

なお、返戻金制度を設けていること、お祝い金を支給していないことを宣言した事業者は、人材サービス総合サイト内で「医療・介

護・保育分野の適合紹介宣言事業者」として表示されます。

2. 利用する際の留意点

医院が事業者に対して、求める人材の要件や労働条件などを具体的に伝えることが、採用後のトラブルやミスマッチを防ぐために有効です。事業者からの聞き取りや求職者からの質問には、わかりやすく丁寧に回答するようにしましょう。

最終的に採用・不採用は医院が決定します。事業者から紹介された人だから大丈夫だという受け身の姿勢ではなく、事前の面接などで、求める能力や技術を身につけているか、職場に順応できそうか、などを確認することが重要です。

なお、実際に事業者と契約する際には、事前に説明を受けた内容と相違はないか、手数料や返戻金などの金銭面は、医院が想定する内容に合っているか等、契約内容について入念に確認した上で締結することが求められます。

事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『ありがとう』



ワンポイントアドバイス

「ありがとう」という言葉を、医療機関で聞く時に、この言葉を発するのは、患者様やそのご家族です。

この言葉を受け取るスタッフは、忙しさの中でいつしか「ありがとう」の言葉の大切さを忘れ、無反応・無関心になってはいないでしょうか？

ビジネスにおける「ありがとう」は、一般的にお金を払ったお客様に伝える言葉です。

しかし医療機関では、逆に患者様やそのご家族がお金を支払い、なお且つ、スタッフへ「ありがとう」と言葉を添えてくださいます。

スタッフは、なんとやりがいのある仕事に就いているのでしょう。とても幸せなことです。

しかし、忙しさの中で時に背を向けてしまったり、下を向いたままであったりと、いつしか「ありがとう」の言葉を“もらって当たり前”という態度になってしまっているのではないのでしょうか。

「ありがとう」の言葉は、患者様やそのご家族からスタッフへの心温かなメッセージです。

事例では、アイさんが真井さんからの「ありがとう」に顔を赤らめ、うつむいています。よほど嬉しかったのでしょう。真井さんにもその嬉しさが届いているようです。

今一度、就いている職業の素晴らしさと、「ありがとう」と言っただけのことの幸せを見つめてみてください。

感謝の気持ちで受け止め、それが伝わる優しい表情や優しい態度を、患者様やそのご家族に届けていきましょう。